

犯罪被害にあわれた 従業員の方への 理解と支援について



大阪市では、市民の皆さんが犯罪等の被害にあわれた場合には、
少しでも早く平穏な生活を営むことができるようになっていただきたい、
また、条例に基づいた支援が受けられるという安心感を持っていただきたいという思いから、
「大阪市犯罪被害者等の支援に関する条例」を制定しました。

大阪市犯罪被害者等の支援に関する条例 (令和2年4月1日施行)

理念

- ・ 犯罪被害者等の尊厳と権利が尊重されること
- ・ 犯罪被害者等が置かれている状況・事情に応じて適切に支援すること
- ・ 必要な支援が途切れることなく提供されること
- ・ 関係者相互の連携及び協力のもとで支援を推進すること

市の責務

- 犯罪被害者等支援に関する施策を総合的に策定及び、実施

市民の責務

- 犯罪被害者等が置かれている状況・支援の必要性の理解
- 二次被害への配慮、犯罪被害者等支援に関する施策への協力

事業者の責務

- 犯罪被害者等が置かれている状況・支援の必要性の理解
- 二次被害への配慮、犯罪被害者等支援に関する施策への協力
- 犯罪被害者等の勤務への十分な配慮

犯罪被害にあうと

どのような状況になるのでしょうか？

犯罪からはさまざまな被害が生じます。

けがを負ったり、最悪の場合には生命を失い、その家族の方はかけがえのない人を失うことになります。

さらに、犯罪被害者やその家族・遺族の方々(以下、「犯罪被害者等」といいます)は犯罪という**一次被害**にあったうえに、周囲とのかかわりの中で、さらに傷つけられてしまう**二次被害**に苦しめられることもあります。



心理的苦痛

事件の記憶がよみがえったり、怒りや不安を抑えきれなかったり、家事や育児などの日常生活に支障をきたします。

身体的苦痛

身体や心に大きなダメージを受け、その後長い間、後遺症に苦しみ、最悪の場合は生命を失ってしまうこともあります。

経済的苦痛

財産が失われたり、治療のための医療費や裁判の費用が必要となる、失職するなど、想定外の負担がのしかかります。

社会的苦痛

周囲の無責任なうわさやいやがらせ、配慮のない報道などで、誰も信じられなくなってしまういます。

職場での影響

事件後生じる身体や心の不調を治療するための通院、さらには刑事手続きや事務手続きによる時間的な拘束などが生じ、仕事を続けたくても辞めざるを得ない状況に置かれることも少なくありません。

例えば…

- 通勤の苦痛、対人関係の支障
- 治療のための通院、裁判のための欠勤
- 根気・集中力の低下、仕事の能率の低下
- 職場での存在感の欠如



励ますつもりでも、犯罪被害者等を傷つけてしまう場合があります

自責感を助長するような言葉や、回復を焦らせてしまうような声掛けは、犯罪被害者等をさらに辛い気持ちにさせてしまうことがあります。犯罪被害者等が自分の気持ちを話し始めたら、ゆっくりと聴き、犯罪被害者等の怒りや悲しみを理解し、支えになってください。

好ましくないとされる言葉

もしあなたが
きちんとして
いたら

もっとひどい
人もいるよ



他の人に
比べたら

あなたは
強い人だから
大丈夫

命が助かった
だけでも
よかったと
思わなければ

事業者の皆様とともに考えたいこと

このような苦痛を理解し、被害を軽減するために、職場ではどのようなことができるでしょうか。犯罪被害者等の被害や状況を理解し、犯罪被害者等が仕事を辞めることなく、仕事を続けることができるよう、支える職場風土づくりを考えてみましょう。

犯罪被害者等への理解を深めるための研修

犯罪被害者等が受ける苦痛とはどのようなものなのか。犯罪被害にあうということ、もし身近な人が犯罪被害にあったら何ができるのかということを、研修や講座などの場を設けて従業員の皆さんに知っていただき、理解を深めませんか。

大阪市では職員等が講師となって講座を行うなどの事業を実施しております。詳しくは大阪市民政局ダイバーシティ推進室人権企画課までお問い合わせください。



犯罪被害者等が仕事を続けられるような制度

例えば…

- 病気休暇など特別な休暇制度を犯罪被害者等も含めて活用できるよう就業規則等において明示
 - 従業員へ安心感を与えられるよう、犯罪被害にあった場合は必要な休暇を付与する旨を周知
 - 被害の状況に応じた配慮(短時間勤務や配置転換など)
- ※いずれにおいても、職場内で十分に話し合い、状況に合ったものとするのが重要です。

大阪市の支援事業

大阪市では、犯罪被害者等支援のための総合相談窓口を設置し、被害の状況に応じた大阪市の各種支援施策のご案内や関係機関のご紹介などを行っています。

また、条例に基づいた支援事業も行っております。

主な支援内容

- 見舞金の支給(★)
- 掃除・洗濯などの日常的な家事支援や配食サービス(★)
- 就学前のお子様の一時保育費用、精神医療費用、一時的居住確保費用や転居費用の助成(★)
- 犯罪被害者等の支援に精通した弁護士による相談(★)
- 市営住宅の優先入居(殺人や不同意性交等の被害にあわれた犯罪被害者等が対象)

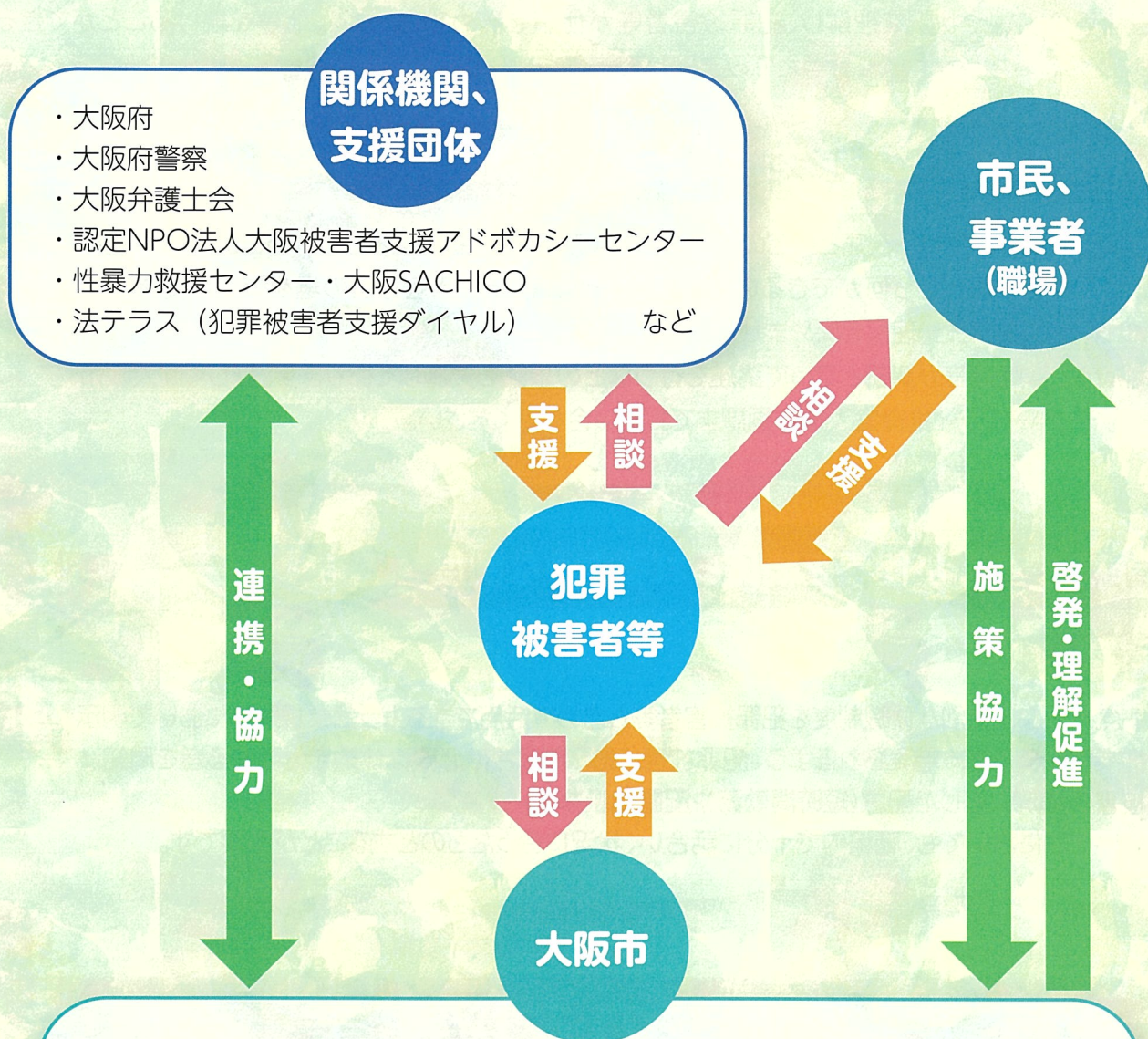
・ 支援事業のご利用にあたっては、大阪市民が対象となります。また、警察に被害届が提出されており被害事実が客観的に確認できることなど、要件があります。

・ ★印の付いた支援事業は、**死亡や重傷病などの重大な犯罪等の被害**にあわれた犯罪被害者等が対象となります。

※詳細については総合相談窓口にご相談ください。



犯罪被害者等を支えるしくみ



犯罪被害者等が再び平穏な生活を営むことができるように、本市と関係機関等が連携・協力して寄り添った支援を行います。

また、犯罪被害者等が置かれている状況や二次被害の可能性、犯罪被害者等に対する支援の必要性について多くの方に理解を深めていただくため、市民・事業者への啓発施策に取り組んでいます。

11月25日～12月1日は「犯罪被害者週間」です

犯罪被害者等基本法の成立日である12月1日以前の1週間を「犯罪被害者週間」として、国、地方公共団体、民間支援団体等が犯罪被害者等への理解増進を図るための啓発事業を実施しています。

大阪市犯罪被害者等支援のための総合相談窓口

大阪市市民局ダイバーシティ推進室人権企画課

〒530-8201 大阪市北区中之島1丁目3番20号(大阪役所4階)

電話: **06-6208-7489** FAX: **06-6202-7073**

9:00～17:30(除:土日・祝日・年末年始)